別表六の二（二十二）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の６第１項の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の２第１項又は第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載すること。

3　「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、租税特別措置法第68条の15の２第２項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、「対象移転型特定新規雇用者数等の合計（別表六の二(十八)「11」＋「15」＋「19」）⑾」及び「個別移転型特定新規雇用者数等の合計（別表六の二(十八)付表一「18」＋「24」＋「26」）⑯」の各欄は、同条第１項の規定の適用を受ける場合にのみ記載すること。

4　「雇用者給与等支給増加重複控除額 ⑳×20又は30/100 ㉑」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消すこと。

別表六の二(十九)を削る。

別表六の二(十八)付表の記載要領第１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第２項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同表を別表六の二(十九)付表とし、同表の次に次の１表を加える。